

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3665726号
(P3665726)

(45) 発行日 平成17年6月29日(2005.6.29)

(24) 登録日 平成17年4月8日(2005.4.8)

(51) Int. Cl.⁷

G06F 17/60

F I

G06F 17/60 314

G06F 17/60 148

G06F 17/60 ZEC

請求項の数 3 (全 22 頁)

(21) 出願番号	特願2000-169272 (P2000-169272)	(73) 特許権者	000004123
(22) 出願日	平成12年6月6日(2000.6.6)		J F E エンジニアリング株式会社
(65) 公開番号	特開2001-350951 (P2001-350951A)		東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
(43) 公開日	平成13年12月21日(2001.12.21)	(73) 特許権者	596022813
審査請求日	平成16年5月27日(2004.5.27)		株式会社大田花き
早期審査対象出願			東京都大田区東海2丁目2番1号
前置審査		(74) 代理人	100058479
			弁理士 鈴江 武彦
		(74) 代理人	100091351
			弁理士 河野 哲
		(74) 代理人	100088683
			弁理士 中村 誠
		(74) 代理人	100108855
			弁理士 蔵田 昌俊

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 仲介者システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

被提供者側に設けられた買主システム部と、提供者側に設けられた売主システム部と、前記被提供者と前記提供者との仲介を行う仲介者側に設けられた仲買人システム部とをそれぞれ通信ネットワークにより接続して備え、前記提供者から提供される商品またはサービスを、少なくとも1の前記仲介者を經由して前記被提供者が購入する取引を電子的に管理する電子商取引システムにおける仲介者システムであって、

前記売主システム部に備えられ、少なくとも前記商品またはサービスの名称と、販売価格、在庫数、及び納期のうちの少なくとも何れかの情報とを含む提供情報を記憶した第1のデータベース部と、

前記仲買人システム部に備えられ、前記被提供者と前記仲介者との間の取引と、前記提供者と前記仲介者との間の取引とが成立済の商品またはサービスの名称と、これに対応する提供者および被提供者の氏名と、前記成立済の商品またはサービスの数量、取引価格、及び取引納期のうちの少なくとも何れかとを含む取引成立情報を記憶するための第2のデータベース部と、

前記仲買人システム部に備えられ、前記提供情報を、前記買主システム部に出力することによって前記被提供者に提示する提供情報提示手段と、

前記売主システム部に備えられ、前記提供情報提示手段によって提示された提供情報に基づいて、前記被提供者が前記商品またはサービスを購入するという要求情報が、この商品またはサービスの名称と、前記被提供者の氏名と、前記販売価格、在庫数、及び納期の

うちの少なくとも何れかの情報に対応する情報とともに前記買主システム部から入力された場合には、前記要求情報を、前記第1のデータベース部に記憶された同一名称の商品またはサービスの提供情報と比較し、前記提供情報に販売価格が含まれている場合には、それに対応する情報として要求情報に入力された希望購入価格が前記販売価格以上であり、前記提供情報に在庫数が含まれている場合には、それに対応する情報として要求情報に入力された希望購入数量が前記在庫数以下であり、前記提供情報に納期が含まれている場合には、それに対応する情報として要求情報に入力された希望納期が前記納期よりも厳しくない場合に提供可能と判定し、そうでない場合には提供不可と判定する提供可否判定手段と、

前記仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって提供可能と判定された場合には、この要求情報を入力した前記被提供者と前記仲介者との間の取引、及び前記提供者と前記仲介者との間の取引からなる1組の取引に対応する前記取引成立情報を作成し、作成した取引成立情報を、前記第2のデータベース部に書き込み記憶させる取引成立情報作成手段と、

10

前記仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって判定された結果を前記買主システム部に転送する転送手段と
を備えたことを特徴とする仲介者システム。

【請求項2】

請求項1に記載の仲介者システムにおいて、

前記第1のデータベース部は、前記提供情報の中に、更に前記商品またはサービスの分類を含むことができ、

20

前記仲買人システム部に備えられ、前記第1のデータベース部に記憶されている前記提供情報に含まれる前記商品またはサービスの名称、分類、販売価格、及び納期のうちの何れかの情報を、前記被提供者毎に、前記名称については名称の変更、前記分類については再分類の実施、前記販売価格については価格の増減、前記納期については納期の繰り下げによる加工を行うか、又は行わないかという加工方法を記憶した加工方法記憶手段と、

前記仲買人システム部に備えられ、前記加工方法記憶手段に記憶された加工方法に基づいて、前記第1のデータベース部に記憶されている提供情報に含まれる情報を加工し、前記加工した情報を含めた提供情報を前記提供情報提示手段に与える情報加工手段と
を更に備えたことを特徴とする仲介者システム。

30

【請求項3】

被提供者側に設けられた買主システム部と、提供者側に設けられた売主システム部と、前記被提供者と前記提供者との仲介を行う仲介者側に設けられた仲買人システム部とをそれぞれ通信ネットワークにより接続して備え、前記提供者から提供される商品またはサービスを、少なくとも1の前記仲介者を經由して前記被提供者が購入する取引を電子的に管理する電子商取引システムにおける仲介者システムであって、

前記売主システム部に備えられ、少なくとも前記商品またはサービスの名称と、その分類、販売価格、在庫数、及び納期のうちの少なくとも何れかの情報とを含む提供情報を記憶した第1のデータベース部と、

前記仲買人システム部に備えられ、前記被提供者と前記仲介者との間の取引と、前記提供者と前記仲介者との間の取引とが成立済の商品またはサービスの名称と、これに対応する提供者および被提供者の氏名と、前記成立済の商品またはサービスの数量、取引価格、及び取引納期のうちの少なくとも何れかとを含む取引成立情報を記憶するための第2のデータベース部と、

40

前記仲買人システム部に備えられ、少なくとも前記商品またはサービスの名称と、前記被提供者の氏名と、分類、希望購入価格、及び希望納期のうちの少なくとも何れかの情報とを含む購買要求情報の入力を、前記買主システム部を介して受け付ける購買要求情報入力手段と、

前記仲買人システム部に備えられ、入力元の前記買主システム部を設けている被提供者の情報をを用いて、前記購買要求情報入力手段により受け付けた商品またはサービスの名称

50

、分類、希望購入価格、及び希望納期のうちの少なくとも何れかの情報に対し、前記名称については名称の変更、前記分類については再分類の実施、前記希望購入価格については価格の増減、前記希望納期については納期の繰り上げによる加工を行うか、又は行わないかという加工方法を記憶した加工方法記憶手段と、

前記仲買人システム部に備えられ、前記加工方法記憶手段に記憶された加工方法に基づいて、前記入力元の前記買主システム部を設けている被提供者の情報を用いて、前記購買要求情報入力手段により受け付けた情報を加工し、前記加工した情報を含めた購買要求情報を、前記売主システム部に出力することによって前記提供者へ提示する購買要求情報提示手段と、

前記売主システム部に備えられ、前記購買要求情報提示手段によって提示された購買要求情報を、前記第1のデータベース部に記憶された提供情報と比較し、前記購買要求情報に希望購入価格が含まれている場合には、前記希望購入価格が、前記提供情報に含まれる販売価格以上であり、前記購買要求情報に希望購入数量が含まれている場合には、前記希望購入数量が、前記提供情報に含まれる在庫数以下であり、前記購買要求情報に希望納期が含まれている場合には、前記希望納期が、前記提供情報に含まれる納期よりも厳しくない場合に提供可能と判定し、そうでない場合には提供不可と判定する提供可否判定手段と

10

仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって提供可能と判定された場合には、前記購買要求情報を入力した前記被提供者と前記仲介者との間の取引、及び前記提供者と前記仲介者との間の取引からなる1組の取引に対応する前記取引成立情報を作成し、作成した取引成立情報を、前記第2のデータベース部に書き込み記憶させる取引成立情報作成手段と、

20

前記仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって判定された結果を前記買主システム部に転送する転送手段と

を備えたことを特徴とする仲介者システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、通信ネットワークを介して商品やサービスの取引の管理を行う電子商取引方法および電子商取引システムに係り、更に詳しくは、売主からの商品やサービスが、複数の仲介者を介して買主に提供されるような取引の管理に適した電子商取引方法および電子商取引システムに関するものである。

30

【0002】

【従来の技術】

近年、インターネットなどの通信ネットワークを用いた電子商取引が盛んに行われている。このような電子商取引では、売主側がインターネットのホームページ上で商品やサービスなどの内容、およびその料金情報や納期を開示し、買主側では、それに基づく注文情報を、インターネットを介して売主側に送信することによって注文が完了する。

【0003】

このような電子商取引を管理している電子商取引システムの代表例として、証券会社が利用している株の電子商取引システムや、中古車販売の電子商取引システムがある。

40

【0004】

株の電子商取引システムでは、証券会社が、証券取引所から株価情報をオンラインで入手し、更にその情報をインターネットのホームページ上で顧客側に開示するとともに、そのホームページ上で、顧客から株の売買注文を受け付ける。

【0005】

更にそのホームページには、顧客の氏名、注文内容（買い、または売り）、銘柄、指し値、株数、買い注文の場合には料金の支払方法（クレジット決済の場合にはクレジット番号）、売り注文の場合には売却金の受取方法（口座振込の場合には口座番号）等の入力欄が設けられており、顧客は、この入力欄に所定の情報を入力した後に、これを送信すること

50

によって、インターネットを介した証券会社への注文が完了する。証券会社側では、このようにして顧客側から注文情報を入手すると、その注文内容に基づいて、オンラインを介して、証券取引所における取引を行う。

【 0 0 0 6 】

このような株の電子商取引システムにおいては、証券取引所と証券会社との取引が完了すると、証券会社と顧客との取引も連動して完了する。株の取引では、証券取引所における需要供給のバランスで一義的に決定される株価に基づいて取引が行われる。したがって、証券会社は、全ての顧客に対して、証券取引所にて決定された株価に基づいて取引を行う。

【 0 0 0 7 】

一方、中古車販売の電子商取引システムでは、これとは事情を異とし、同一の中古車であっても、顧客に応じてその価格をアレンジして提供しているのが常である。

【 0 0 0 8 】

中古車の電子商取引システムでも、インターネットのホームページ上で、販売情報が開示されているが、その開示している情報は、中古車の車種、年式等変動しない情報のみであって、販売価格は含まれてはいない。代わりに、購入希望者から、購入希望者の氏名、年齢、性別、連絡先（電話番号、住所、電子メールアドレス）等の情報の入力を受け付けている。

【 0 0 0 9 】

これにしたがって購入希望者が情報を入力し、この情報がインターネットを介して売主側に入力されると、売主側では、この購入者情報に基づいて価格を決定する。

【 0 0 1 0 】

つまり、売主側は、変動しない情報のみを適宜加工することによって、例えば、購入希望者がこの中古車販売業者の得意先である場合、割引を適用した価格で提供すること等ができる。そして、このようにして決定した価格を、郵送や電話あるいは電子メール等によって購入希望者に連絡する。

【 0 0 1 1 】

この種の電子商取引システムの導入によって、購入者は当然のことながら、直接店舗に向かなくても商品やサービスの注文が可能となり、一方、売主側にとっても、インターネットによる幅広い宣伝効果によって新規の顧客を獲得することができると共に、事務処理業務を定式化し、それに基づき合理化を図れるなど、双方にとってメリットがもたらされている。

【 0 0 1 2 】

【 発明が解決しようとする課題 】

上述したように、電子商取引システムのメリットが認識されているにもかかわらず、生鮮物売買の業界においては、以下のような理由で、電子商取引システムの実現がなされていない。

【 0 0 1 3 】

すなわち、生鮮物売買における取引形態は、図 1 2 にその一例を示すように、同一の売主 1 0 1 の下に、複数の仲買人（仲卸） 1 0 2 が存在し、さらに各仲買人（仲卸） 1 0 2 の下に複数の買主 1 0 3 が存在するピラミッド組織をなしている。

【 0 0 1 4 】

売主 1 0 1 は、卸売市場の卸売会社に相当し、買主 1 0 3 は、青果や生花の小売店に相当する。

【 0 0 1 5 】

売主 1 0 1 は、大量に生鮮物を流通させようと大口の取引を志向する。反対に、買主 1 0 3 は自分の規模に見合った小口の仕入れを求めている。

【 0 0 1 6 】

その間に位置する仲買人 1 0 2 は、売主 1 0 1 から大口で仕入れて、買主 1 0 3 に小口で販売するという流通加工の機能と、買主 1 0 3 それぞれの事情に合わせたりテールサポー

10

20

30

40

50

ト（小売援助）の機能とを主に担っている。そして、買主103からの注文を集約して売主101に発注する受発注業務と、売主101から購入した商品を買主103別に仕分ける荷さばきの業務に多くの労力を要している。

【0017】

更に、生鮮物売買においては、生鮮物であるがゆえに商品ラインナップと在庫量とが極めて短時間の間に刻々と変化し、かつ買主103である小売店毎に細かく販売価格や納品日時などの対応を変えなければならないという特有の事情がある。仲買人102が仲介すべき商品の種類が極めて多い場合や、分類項目が細かい商品などにおいてなおさらである。

【0018】

また、生鮮物の取引においては、仲買人102が自らの事業の特色を打ち出すために、顧客である買主103の信用度、親密度、関心等に応じて、前述した中古車販売の場合と同様に、価格などの変動可能な商品情報を買主103に応じて変えたりしている。

【0019】

このように、生鮮物売買においては、売主101と買主103との間に仲買人102が存在するという複雑な流通形態に加えて、変動可能な商品情報を買主103毎にアレンジしたりするという複雑な取引を行っていることから、売主101のみならず、複数の買主103との取引も管理しなければならない仲買人102の負担が非常に重くなるという問題がある。

【0020】

本発明はこのような事情に鑑みてなされたものであり、売主からの商品やサービスが、複数の仲介者を介して買主に提供されるような取引においても、変動可能な商品情報を買主毎にアレンジしたりするという複雑な取引を行っている場合でも、取引内容を電子的に管理し、もって、取引内容の管理にかかる負担を軽減し、取引業務の合理化を図ることが可能な電子商取引方法および仲介者システムを提供することを目的とする。

【0021】

【課題を解決するための手段】

上記の目的を達成するために、本発明では、以下のような手段を講じる。

【0026】

すなわち、請求項1の発明は、被提供者側に設けられた買主システム部と、提供者側に設けられた売主システム部と、前記被提供者と前記提供者との仲介を行う仲介者側に設けられた仲買人システム部とをそれぞれ通信ネットワークにより接続して備え、前記提供者から提供される商品またはサービスを、少なくとも1の前記仲介者を經由して前記被提供者が購入する取引を電子的に管理する電子商取引システムにおける仲介者システムであって、第1のデータベース部と、第2のデータベース部と、提供情報提示手段と、提供可否判定手段と、取引成立情報作成手段と、転送手段とを備えている。

第1のデータベース部は、前記売主システム部に備えられ、少なくとも前記商品またはサービスの名称と、販売価格、在庫数、及び納期のうちの少なくとも何れかの情報とを含む提供情報を記憶している。

第2のデータベース部は、前記仲買人システム部に備えられ、前記被提供者と前記仲介者との間の取引と、前記提供者と前記仲介者との間の取引とが成立済の商品またはサービスの名称と、これに対応する提供者および被提供者の氏名と、前記成立済の商品またはサービスの数量、取引価格、及び取引納期のうちの少なくとも何れかとを含む取引成立情報を記憶するためのものである。

提供情報提示手段は、前記仲買人システム部に備えられ、前記提供情報を、前記買主システム部へ出力することによって前記被提供者に提示する。

提供可否判定手段は、前記売主システム部に備えられ、前記提供情報提示手段によって提示された提供情報に基づいて、前記被提供者が前記商品またはサービスを購入するという要求情報が、この商品またはサービスの名称と、前記被提供者の氏名と、前記販売価格、在庫数、及び納期のうちの少なくとも何れかの情報に対応する情報とともに前記買主システム部から入力された場合には、前記要求情報を、前記第1のデータベース部に記憶さ

10

20

30

40

50

れた同一名称の商品またはサービスの提供情報と比較し、前記提供情報に販売価格が含まれている場合には、それに対応する情報として要求情報に入力された希望購入価格が前記販売価格以上であり、前記提供情報に在庫数が含まれている場合には、それに対応する情報として要求情報に入力された希望購入数量が前記在庫数以下であり、前記提供情報に納期が含まれている場合には、それに対応する情報として要求情報に入力された希望納期が前記納期よりも厳しくない場合に提供可能と判定し、そうでない場合には提供不可と判定する。

取引成立情報作成手段は、前記仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって提供可能と判定された場合には、この要求情報を入力した前記被提供者と前記仲介者との間の取引、及び前記提供者と前記仲介者との間の取引からなる1組の取引に対応する前記取引成立情報を作成し、作成した取引成立情報を、前記第2のデータベース部に書き込み記憶させる。

10

転送手段は、前記仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって判定された結果を前記買主システム部に転送する。

【0027】

従って、請求項1の発明の仲介者システムにおいては、以上のような手段を講じることにより、被提供者と仲介者との間の取引が成立した場合には、それに対応する取引も電子的に成立させることができる。

【0030】

請求項2の発明は、請求項1に記載の仲介者システムにおいて、前記第1のデータベース部は、前記提供情報の中に、更に前記商品またはサービスの分類を含むことができ、更に、加工方法記憶手段と、情報加工手段とを備えている。

20

加工方法記憶手段は、前記仲買人システム部に備えられ、前記第1のデータベース部に記憶されている前記提供情報に含まれる前記商品またはサービスの名称、分類、販売価格、及び納期のうちの何れかの情報を、前記被提供者毎に、前記名称については名称の変更、前記分類については再分類の実施、前記販売価格については価格の増減、前記納期については納期の繰り下げによる加工を行うか、又は行わないかという加工方法を記憶している。

情報加工手段は、前記仲買人システム部に備えられ、前記加工方法記憶手段に記憶された加工方法に基づいて、前記第1のデータベース部に記憶されている提供情報に含まれる情報を加工し、前記加工した情報を含めた提供情報を前記提供情報提示手段に与える。

30

【0031】

従って、請求項2の発明の仲介者システムにおいては、以上のような手段を講じることにより、被提供者の特性に基づいて提供情報を加工し、加工した提供情報を被提供側に提示することによって、取引に柔軟性を持たせることができる。

【0032】

請求項3の発明は、被提供者側に設けられた買主システム部と、提供者側に設けられた売主システム部と、前記被提供者と前記提供者との仲介を行う仲介者側に設けられた仲買人システム部とをそれぞれ通信ネットワークにより接続して備え、前記提供者から提供される商品またはサービスを、少なくとも1の前記仲介者を經由して前記被提供者が購入する取引を電子的に管理する電子商取引システムにおける仲介者システムであって、以下に示すように第1のデータベース部と、第2のデータベース部と、購買要求情報入力手段と、加工方法記憶手段と、購買要求情報提示手段と、提供可否判定手段と、取引成立情報作成手段と、転送手段とを備えている。

40

第1のデータベース部は、前記売主システム部に備えられ、少なくとも前記商品またはサービスの名称と、その分類、販売価格、在庫数、及び納期のうちの少なくとも何れかの情報とを含む提供情報を記憶している。

第2のデータベース部は、前記仲買人システム部に備えられ、前記被提供者と前記仲介者との間の取引と、前記提供者と前記仲介者との間の取引とが成立済の商品またはサービスの名称と、これに対応する提供者および被提供者の氏名と、前記成立済の商品またはサ

50

ービスの数量、取引価格、及び取引納期のうちの少なくとも何れかを含む取引成立情報を記憶する。

購買要求情報入力手段は、前記仲買人システム部に備えられ、少なくとも前記商品またはサービスの名称と、前記被提供者の氏名と、分類、希望購入価格、及び希望納期のうちの少なくとも何れかの情報とを含む購買要求情報の入力を、前記買主システム部を介して受け付ける。

加工方法記憶手段は、前記仲買人システム部に備えられ、入力元の前記買主システム部を設けている被提供者の情報を用いて、前記購買要求情報入力手段により受け付けた商品またはサービスの名称、分類、希望購入価格、及び希望納期のうちの少なくとも何れかの情報に対し、前記名称については名称の変更、前記分類については再分類の実施、前記希望購入価格については価格の増減、前記希望納期については納期の繰り上げによる加工を行うか、又は行わないかという加工方法を記憶している。

10

購買要求情報提示手段は、前記仲買人システム部に備えられ、前記加工方法記憶手段に記憶された加工方法に基づいて、前記入力元の前記買主システム部を設けている被提供者の情報を用いて、前記購買要求情報入力手段により受け付けた情報を加工し、前記加工した情報を含めた購買要求情報を、前記売主システム部に出力することによって前記提供者へ提示する。

提供可否判定手段は、前記売主システム部に備えられ、前記購買要求情報提示手段によって提示された購買要求情報を、前記第1のデータベース部に記憶された提供情報と比較し、前記購買要求情報に希望購入価格が含まれている場合には、前記希望購入価格が、前記第1のデータベース部に記憶された提供情報に含まれる販売価格以上であり、前記購買要求情報に希望購入数量が含まれている場合には、前記希望購入数量が、前記提供情報に含まれる在庫数以下であり、前記購買要求情報に希望納期が含まれている場合には、前記希望納期が、前記提供情報に含まれる納期よりも厳しくない場合に提供可能と判定し、そうでない場合には提供不可と判定する。

20

取引成立情報作成手段は、仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって提供可能と判定された場合には、前記購買要求情報を入力した前記被提供者と前記仲介者との間の取引、及び前記提供者と前記仲介者との間の取引からなる1組の取引に対応する前記取引成立情報を作成し、作成した取引成立情報を、前記第2のデータベース部に書き込み記憶させる。

30

転送手段は、前記仲買人システム部に備えられ、前記提供可否判定手段によって判定された結果を前記買主システム部に転送する。

【0033】

従って、請求項3の発明の仲介者システムにおいては、以上のような手段を講じることにより、被提供者の特性に基づいて購買要求情報を加工し、加工した購買要求情報を被提供者に提示することによって、取引に柔軟性を持たせることができる。更に、被提供者側から購買要求情報を受け取り、それに基づいて商品やサービスを提供することが可能か否かを判定することができる。

【0036】

【発明の実施の形態】

以下に、本発明の各実施の形態について図面を参照しながら説明する。

40

【0037】

(第1の実施の形態)

本発明の第1の実施の形態を図1から図6を用いて説明する。

【0038】

図1は、第1の実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの一例を示す全体構成図である。

【0039】

第1の実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムは、伝送路1を介して互いに接続された売主システム部2と、仲買人システム部3と、買主システム部4とを備

50

えている。

【 0 0 4 0 】

なお、本明細書でいう伝送路 1 は、インターネットのような公衆ネットワークや、専用回線からなるネットワークシステムを含む広い意味で用いられるものである。

【 0 0 4 1 】

売主システム部 2 は売主 1 0 1 が、仲買人システム部 3 はおのおのの仲買人 1 0 2 が、買主システム部 4 はおのおのの買主 1 0 3 がそれぞれ備えている。

【 0 0 4 2 】

図 1 2 に示すように、生鮮物の取引形態においては、同一の売主 1 0 1 に対して複数の仲買人 1 0 2 が、また、同一の仲買人 1 0 2 に対して複数の買主 1 0 3 がそれぞれ存在するので、通常、仲買人システム部 3 および買主システム部 4 はそれぞれ複数存在し、おのおの伝送路 1 と接続しているが、図 1 に示す例では簡易的に 1 つの仲買人システム部 3 および買主システム部 4 のみについて記載している。

10

【 0 0 4 3 】

図 2 は、売主システム部 2 の構成の一例を示すブロック図である。

【 0 0 4 4 】

売主システム部 2 は、内部バス 6 を介して互いに接続された CPU 部 7、メモリ部 8、DB (データベース) 部 9、I / F (インタフェース) 部 1 0、操作部 1 1 とを備えている。

【 0 0 4 5 】

CPU 部 7 は、メモリ部 8 に格納された制御プログラムに従い、売主システム部 2 の全体の動作を制御する。

20

【 0 0 4 6 】

メモリ部 8 は、商品情報登録機能 8 (# 1)、商品情報要求受付機能 8 (# 2)、商品情報検索・送出機能 8 (# 3)、購買要求受付機能 8 (# 4)、購買可否判定機能 8 (# 5)、取引結果通知機能 8 (# 6) を含む制御プログラムを格納する。

【 0 0 4 7 】

商品情報登録機能 8 (# 1) は、操作部 1 1 を介して、オペレータから商品情報の登録を受け付ける。商品情報とは、商品名、商品分類、配送日数、価格、在庫量などの情報である。

30

【 0 0 4 8 】

商品情報要求受付機能 8 (# 2) は、仲買人システム部 3 から送信される商品情報を受信し、保持する。

【 0 0 4 9 】

商品情報検索・送出機能 8 (# 3) は、商品 DB 9 (# 1) に蓄積されている商品情報を検索して仲買人システム部 3 側へ送出する。

【 0 0 5 0 】

購買要求受付機能 8 (# 4) は、仲買人システム部 3 側から送信される購買要求情報を受信する。

【 0 0 5 1 】

購買可否判定機能 8 (# 5) は、購買要求受付機能 8 (# 4) によって受信された購買要求情報の内容に基づいて、この取引が可能であるか否かを判定する。

40

【 0 0 5 2 】

取引結果通知機能 8 (# 6) は、購買可否判定機能 8 (# 5) によってなされた判定の結果を仲買人システム部 3 側へ通知する。

【 0 0 5 3 】

DB 部 9 は、仲買人 1 0 2 に販売する商品の商品情報を記憶している商品 DB 9 (# 1) と、仲買人 1 0 2 との間の取引成約情報を記憶している成約 DB 9 (# 2) とを備えている。商品情報とは、商品名、商品分類、納期、価格、在庫量などの情報であるので、商品を新たに仕入れたり、仲買人への販売により在庫量の変動した場合や、新たな商品名の商

50

品を登録した場合等、商品情報の内容が変更になった場合には、その都度商品DB9(# 1)を更新する。また、取引成約情報とは、取引成約した仲買人102の情報、取引成約日時、成約した商品名、量、価格、納期などを含む情報である。

【0054】

I/F部10は、伝送路1を介して、売主システム部2側から仲買人システム部3へデータを出力したり、逆に、仲買人システム部3から売主システム部2側へ出力されるデータを受け取り、内部バス6を介して所定の部7、8、9、11へ転送する。また、操作部11で入力された情報を、所定の部7、8、9、11へ転送する。

【0055】

操作部11は、オペレータからの入力を受け付け、入力された情報をI/F部10に出力する。また、図示しない表示手段によって、売主システム部2においてなされている動作状況等を表示する。

10

【0056】

図3は、仲買人システム部3の構成の一例を示すブロック図である。

【0057】

仲買人システム部3は、内部バス13を介して互いに接続されたCPU部14、メモリ部15、DB部16、I/F部17、操作部18を備えている。

【0058】

CPU部14は、メモリ部15に格納された制御プログラムに従い、仲買人システム部3の全体の動作を制御する。

20

【0059】

メモリ部15は、買主情報登録機能15(# 1)、買主判別機能15(# 2)、商品情報要求加工・転送機能15(# 3)、商品情報加工・転送機能15(# 4)、購買要求加工・転送機能15(# 5)、取引結果転送機能15(# 6)を含む制御プログラムを格納する。

【0060】

買主情報登録機能15(# 1)は、操作部18を介して、オペレータから買主情報の登録を受け付ける。買主情報とは、買主名、買主住所、買主連絡先、属性(得意先、不特定買主、新客)、信用度、取引商品および商品属性、支払実績、関心ある商品、商品情報加工方法などの情報である。

30

【0061】

買主判別機能15(# 2)は、仲買人システム部3が買主システム部4側から購買要求情報の入力を受けた場合、買主DB16(# 1)に記憶された買主情報を参照して、購買要求情報の送信元の買主103を判別する。

【0062】

商品情報要求加工・転送機能15(# 3)は、買主システム部4側から送出された購買要求情報を、売主システム部2側へ送出する。このとき、必要な場合には、買主DB16(# 1)に記憶されている買主情報に基づいて、買主システム部4から送出された商品情報を加工してから売主システム部2へ送出する。

【0063】

商品情報加工・転送機能15(# 4)は、売主システム部2側から送出された商品情報を、買主システム部4側へ送出する。このとき、必要な場合には、買主DB16(# 1)に記憶されている買主情報に基づいて、売主システム部2から送出された商品情報を加工してから買主システム部4へ送出する。

40

【0064】

購買要求加工・転送機能15(# 5)は、買主システム部4側から送出された購買要求情報を売主システム部2側へ送出する。このとき、必要な場合には、買主DB16(# 1)に記憶されている買主情報に基づいて、買主システム部4から送出された購買要求情報を加工してから売主システム部2へ送出する。

【0065】

50

取引結果転送機能 15 (# 6) は、売主システム部 2 から送出された取引結果を、買主システム部 4 側へ転送する。

【 0 0 6 6 】

なお、商品情報要求加工・転送機能 15 (# 3)、商品情報加工・転送機能 15 (# 4)、購買要求加工・転送機能 15 (# 5) が行う加工において、加工の対象となる情報の例としては、商品名、商品分類、納期、価格等である。具体的な加工の例としては、以下の通りである。

【 0 0 6 7 】

1) 売主 1 0 1 の商品分類を、買主情報に記憶された買主 1 0 3 ごとの嗜好または買主 1 0 3 ごとに対する仲買人 1 0 2 の意向に沿って分類し直す、並べ替える、あるいは絞り込む。

10

2) 売主 1 0 1 の商品名を、買主情報に記憶された買主 1 0 3 ごとの嗜好または買主 1 0 3 ごとに対する仲買人の意向に沿って改称する、あるいは翻訳する。3) 売主 1 0 1 の納期を、買主情報に記憶された買主 1 0 3 ごとに要する配送日数を上乗せし、仲買人 1 0 2 の買主 1 0 3 に対する納期とする。

4) 買主 1 0 3 の希望納期を、買主情報に記憶された買主 1 0 3 ごとに要する配送日数を差し引き、仲買人 1 0 2 の売主 1 0 1 に対する希望納期とする。

5) 売主 1 0 1 の販売価格を、買主情報に記憶された買主 1 0 3 ごと、商品ごと、または商品分類ごとの掛け値または掛け値率を用いて上乗せし、あるいは購入額または購入量に応じた割引額または割引率を用いて割り引き、仲買人 1 0 2 の買主 1 0 3 に対する販売価格とする。

20

6) 買主 1 0 3 の希望価格を、買主情報に記憶された買主 1 0 3 ごと、商品ごと、または商品分類ごとの掛け値または掛け値率を用いて割り引き、あるいは希望額または希望量に応じた割引額または割引率を用いて上乗せし、仲買人 1 0 2 の売主 1 0 1 に対する希望価格とする。

【 0 0 6 8 】

DB 部 1 6 は、買主 DB 1 6 (# 1) と成約 DB 1 6 (# 2) とを備えている。

【 0 0 6 9 】

買主 DB 1 6 (# 1) は、買主情報登録機能 15 (# 1) により登録された買主情報と、商品 DB 9 (# 1) に記憶されている商品情報とに基づいて作成される少なくとも 3 次元配列 (買主 - 商品 - 商品属性) からなるデータベースである。したがって、商品 DB 9 (# 1) の内容が更新された場合には、買主 DB 1 6 (# 1) もそれに連動して更新を要する。

30

【 0 0 7 0 】

成約 DB 1 6 (# 2) は、仲買人 1 0 2 と買主 1 0 3 との間、および売主 1 0 1 と仲買人 1 0 2 との間の取引成約情報を記憶しているデータベースである。この取引成約情報とは、例えば、取引成約した買主 1 0 3 の情報、取引成約日時、成約した商品名、量、価格、納期などを含む情報である。

【 0 0 7 1 】

I / F 部 1 7 は、伝送路 1 を介して、仲買人システム部 3 から、売主システム部 2 側や買主システム部 4 側へデータを出力したり、逆に、仲買人システム部 3 側へ出力されるデータを受け取り、内部バス 1 3 を介して所定の部 1 4、1 5、1 6、1 8 へ転送する。また、操作部 1 8 で入力された情報を受け取り、所定の部 1 4、1 5、1 6、1 8 へ転送する。

40

【 0 0 7 2 】

操作部 1 8 は、オペレータからの入力を受け付け、入力された情報を I / F 部 1 7 に出力する。また、図示しない表示手段によって、仲買人システム部 3 においてなされている動作状況等を表示する。

【 0 0 7 3 】

図 4 は、買主システム部 4 の構成の一例を示すブロック図である。

50

【 0 0 7 4 】

買主システム部 4 は、内部バス 2 0 を介して互いに接続された CPU 部 2 1、メモリ部 2 2、I/F 部 2 4、操作部 2 5 を備えている。

【 0 0 7 5 】

CPU 部 2 1 は、メモリ部 2 2 に格納されたプログラムに従い、買主システム部 4 の全体の動作を制御する。

【 0 0 7 6 】

メモリ部 2 2 は、商品情報要求送出機能 2 2 (# 1)、商品情報受信機能 2 2 (# 2)、商品情報閲覧・購買入力機能 2 2 (# 3)、購買要求送出機能 2 2 (# 4)、取引結果受信・表示機能 2 2 (# 5) を含むプログラムを格納する。

10

【 0 0 7 7 】

商品情報要求送出機能 2 2 (# 1) は、操作部 2 5 を介して、オペレータから商品情報を要求する旨の入力を受けると、商品情報の要求情報を仲買人システム部 3 側へ送出する。

【 0 0 7 8 】

商品情報受信機能 2 2 (# 2) は、仲買人システム部 3 側から送出された商品情報を受信する。

【 0 0 7 9 】

商品情報閲覧・購買入力機能 2 2 (# 3) は、商品情報受信機能 2 2 (# 2) によって受信された商品情報の内容を表示するとともに、操作部 2 5 を介してオペレータから、購買要求情報の入力を受け付ける。購買要求情報とは、売主 1 0 1 側で提供している商品を購入する場合における要求情報であり、商品名、量、納期、希望金額等を含む。

20

【 0 0 8 0 】

購買要求送出機能 2 2 (# 4) は、商品情報閲覧・購買入力機能 2 2 (# 3) によって入力された購買要求情報を仲買人システム部 3 側へ送出する。

【 0 0 8 1 】

取引結果受信・表示機能 2 2 (# 5) は、仲買人システム部 3 側から送出された取引結果を受信して、その内容を表示する。

【 0 0 8 2 】

I/F 部 2 4 は、伝送路 1 を介して、買主システム部 4 から仲買人システム部 3 側へデータを出力したり、逆に、仲買人システム部 3 側から出力されるデータを受け取り、内部バス 2 0 を介して所定の部 2 1、2 2、2 5 へ転送する。また、操作部 2 5 で入力された情報を受け取り、所定の部 2 1、2 2、2 5 へ転送する。

30

【 0 0 8 3 】

操作部 2 5 は、オペレータからの入力を受け付け、入力された情報を I/F 部 2 4 に出力する。また、図示しない表示手段によって、買主システム部 4 においてなされている動作状況等を表示する。

【 0 0 8 4 】

なお、仲買人システム部 3 と買主システム部 4 とは、例えばインターネット上のウェブサーバとウェブブラウザとして実現しても良い。

【 0 0 8 5 】

次に、以上のように構成した本実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの動作について、図 5 に示すフローチャートと、図 6 に示す動作流れ図とを用いて説明する。

40

【 0 0 8 6 】

まず、本システムを用いて電子商取引を行う場合には、あらかじめ、売主システム部 2 の商品 DB 9 (# 1) と、仲買人システム部 3 の買主 DB 1 6 (# 1) を構築する必要がある。

【 0 0 8 7 】

売主システム部 2 の商品 DB 9 (# 1) の構築は、メモリ部 8 の商品情報登録機能 8 (# 1) に基づいて、オペレータが操作部 1 1 を介して必要な入力を行い、更に入力された情

50

報が I / F 部 1 0、内部バス 6 を介して D B 部 9 の商品 D B 9 (# 1) に入力されること
によってなされる。また、仲買人システム部 3 の買主 D B 1 6 (# 1) の構築は、メモリ
部 1 5 の買主情報登録機能 1 5 (# 1) に基づいて、オペレータが操作部 1 8 を介して必
要な入力を行い、更に入力された情報が I / F 部 1 7、内部バス 1 3 を介して D B 部 1 6
の買主 D B 1 6 (# 1) に入力されることによってなされる (S 1)。

【 0 0 8 8 】

売主システム部 2 の商品 D B 9 (# 1) が構築されることによって商品情報の作成が完了
する。商品情報の作成が完了すると、商品 D B 9 (# 1) に記憶されたこの商品情報は、
売主システム部 2 側から仲買人システム部 3 側へと送信される (S 2)。

【 0 0 8 9 】

仲買人システム部 3 へと送信された商品情報は、商品情報加工・転送機能 1 5 (# 4) に
よって加工され、保持される (S 3)。また、この商品情報は、買主 D B 1 6 (# 1) に
も取り込まれ、買主 - 商品 - 商品属性からなる 3 次元情報として記憶される。このよう
に、買主 D B 1 6 (# 1) は、売主システム部 2 から送出される商品情報の内容に基づいて
、都度更新される。

【 0 0 9 0 】

上述したステップ S 1 からステップ S 3 までの処理が完了した段階で、仲買人 1 0 2 は、
買主 1 0 3 からの購買要求に応じられるようになる。

【 0 0 9 1 】

買主 1 0 3 によって所定の仲買人 1 0 2 が選定されると、選定された仲買人 1 0 2 の仲買
人システム部 3 は、買主システム部 4 側から商品情報の提示要求を受ける (S 4)。これ
は、オペレータが、買主システム部 4 の商品情報要求送出機能 2 2 (# 1) を用いて仲買
人システム部 3 側に商品情報の提示要求入力を送信することによってなされる。

【 0 0 9 2 】

買主システム部 4 側から商品情報の提示要求を受けた仲買人システム部 3 では、買主判別
機能 1 5 (# 2) によって、要求元の買主 1 0 3 が特定される (S 5)。そして、要求元
の買主 1 0 3 が、買主 D B 1 6 (# 1) に既に存在する場合 (S 6 : Y e s) には、この
買主 1 0 3 の属性が買主 D B 1 6 (# 1) に記憶される (S 7)。一方、要求元の買主 1
0 3 が、買主 D B 1 6 (# 1) に存在していない場合 (S 6 : N o) には、この買主 1 0
3 の属性が不特定買主として買主 D B 1 6 (# 1) に記憶される (S 8)。

【 0 0 9 3 】

このように、買主 1 0 3 の情報が、買主 D B 1 6 (# 1) に追加されると、ステップ S 3
において加工され、保持されている買主毎に異なる商品情報が、商品情報加工・転送機能
1 5 (# 4) によって仲買人システム部 3 側から買主システム部 4 側へと送出される (S
9)。

【 0 0 9 4 】

このようにして買主システム部 4 側へ送出された商品情報は、商品情報受信機能 2 2 (#
2) によって保持され、更に商品情報閲覧・購買入力機能 2 2 (# 3) によってその内容
が操作部 2 5 の図示しない表示画面上に表示されることによって、買主 1 0 3 による品定
めが行われる (S 1 0)。

【 0 0 9 5 】

買主 1 0 3 が商品の購買を希望する場合には、オペレータが操作部 2 5 を介して作成した
購買要求情報が、購買要求送出機能 2 2 (# 4) によって買主システム部 4 側から仲買人
システム部 3 側へと送出され (S 1 1)、更に購買要求加工・転送機能 1 5 (# 5) によ
って仲買人システム部 3 側から売主システム部 2 側へと転送される (S 1 2)。

【 0 0 9 6 】

なお、ステップ S 1 2 において、必要に応じて、購買要求加工・転送機能 1 5 (# 5) に
よって購買要求情報を加工してから仲買人システム部 3 側から売主システム部 2 側へと転
送してもよい。この場合、買主システム部 4 側から仲買人システム部 3 側へと送出された
購買要求情報は、購買要求加工・転送機能 1 5 (# 5) によって、買主 D B 1 6 (# 1)

10

20

30

40

50

に記憶された買主情報に基づいて加工される。

【0097】

仲買人システム部3側から転送された購買要求情報は、売主システム部2において購買要求受付機能8(#4)によって受信され、更に、購買可否判定機能8(#5)によって購買要求情報に基づく取引が可能であるか否かの判定がなされる(S13)。

【0098】

購買要求情報に基づく取引が可能であると判定され、成約した場合(S14:Yes)には、その成約内容が成約DB9(#2)に記憶される(S15)。一方、購買要求情報に基づく取引が可能でないと判定され、取引が成立しない場合(S14:No)には、ステップS16に移行する。取引が成立しない場合とは、例えば、購買要求のあった量が、在庫よりも多い場合。あるいは、指定された納期までに商品を提供できない場合などである。

10

【0099】

取引結果情報は、取引結果通知機能8(#6)によって、売主システム部2側から仲買人システム部3側へと送出される(S16)。このとき、成約の場合には、その内容が成約DB16(#2)に記憶される。更に、取引結果情報は、取引結果転送機能15(#6)によって仲買人システム部3側から買主システム部4側へと転送される(S17)。

【0100】

買主システム部4側へと転送された成約結果通知情報は、取引結果受信・表示機能22(#5)によって受信されるとともに、表示される。これによって、成約の結果およびその内容がオペレータによって確認される(S18)。

20

【0101】

なお、複数の買主103からの購買要求が重複する場合には、以下に示すような方法によって、取引を行う買主103が選定される。

【0102】

1) 売主101が商品の販売価格や納期を提示し、申込先着順で成約する。 2) 売主101が商品の販売価格や納期を提示し、申込受付完了後抽選で成約する。
3) 売主101が商品に対して希望価格や希望納期を募った後に、許容できる条件だけ契約する。
4) 売主101が商品を販売価格に関して競争入札に付す。
5) 上記1)から4)を適宜組み合わせさせた方法を適用する。

30

【0103】

上述したように、本実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムにおいては、上記のような作用により、生鮮物の売買のように、売主101からの商品が、仲買人102を介して買主103に提供されるような取引においても、売主101と仲買人102との取引、仲買人102と買主103との取引との双方を関連させながら管理することができる。

【0104】

更に、仲買人システム部3は、売主システム部2側から提示された商品情報に基づいて、その内容を加工することができる機能も併せ持つことにより、変動可能な商品情報を買主103毎にアレンジしたりするという複雑な取引を行っている場合でも、取引全体を管理することが可能となる。

40

【0105】

(第2の実施の形態)

本発明の第2の実施の形態を図7から図11を用いて説明する。

【0106】

本実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの構成は、第1の実施の形態で説明した電子商取引方法を適用した仲介者システムと比較して、仲買人システム部3の買主DB16(#1)に記憶されるデータ構造が異なる。また、それに伴って、商品情報要求加工・転送機能15(#3)、商品情報加工・転送機能15(#4)、購買要求加

50

工・転送機能15(#5)が、商品情報または購買要求情報を加工する場合に参照する情報が異なる。

【0107】

第1の実施の形態において買主DB16(#1)は、買主情報登録機能15(#1)により登録された買主情報と、商品DB9(#1)に記憶されている商品情報とに基づいて作成される少なくとも3次元配列(買主-商品-商品属性)からなるデータベースである。

【0108】

しかしながら、本実施の形態において買主DB16(#1)は、買主情報登録機能15(#1)により登録された買主情報のみを記憶し、商品情報は記憶しない。

【0109】

したがって、第1の実施の形態において買主DB16(#1)は、売主システム部2の商品DB9(#1)の商品情報の内容が更新された場合には、それに連動して更新を要するのに対して、本実施の形態では、売主システム部2の商品DB9(#1)の商品情報の内容が更新された場合であっても、買主情報に変更が無ければ更新を要さない。

【0110】

また、第1の実施の形態において商品情報要求加工・転送機能15(#3)、商品情報加工・転送機能15(#4)、購買要求加工・転送機能15(#5)は、それぞれ商品情報または購買要求情報を加工する場合、買主DB16(#1)に記憶されているデータに基づいて加工を行う。しかしながら、本実施の形態では、買主DB16(#1)に記憶されている買主情報と、商品DB9(#1)に記憶されている商品情報とに基づいて加工を行う。

【0111】

例えば、商品情報要求加工・転送機能15(#3)、商品情報加工・転送機能15(#4)、購買要求加工・転送機能15(#5)は、以下のようにして商品情報の加工を行う。

【0112】

商品DB9(#1)に記憶されている商品Aの商品情報として、原価格が40円、配送日数が2日である一方、買主DB16(#1)に記憶されている「ある買主a」の買主情報において、その商品情報加工方法に、「販売価格は原価格の25%増とする。」、また「配送日数は希望配送日数の2日増とする。」と記憶されている場合、この商品情報加工方法に基づいて商品情報の加工を行い、販売価格は50円、配送日数は4日として買主a側に提示する。

【0113】

また、売主システム部2の購買可否判定機能8(#5)は、買主DB16(#1)に記憶されている買主aの商品情報加工方法を用いて、買主システム部4側からの購買要求情報に対する購買可否を判定する。

【0114】

たとえば、買主システム部4側から、買主aが商品Aを販売価格45円、配送日数3日で配送してほしい旨の購買要求情報が送出された場合、購買可否判定機能8(#5)は、買主DB16(#1)に記憶されている買主aの商品情報加工方法に基づいて、買主a側に提示する商品情報を加工した演算の逆演算を行う。すなわち、買主aの希望価格45円から25%減じた価格として原価格33.75円、買主aの希望配送日数3日から2日減じた日数として配送日数1日を得る。商品Aは原価格が40円、配送日数が2日であるので、購買可否判定機能8(#5)は、この購買要求には応じることができないと判定する。

【0115】

その他の構成については、第1の実施の形態で説明したものと同一であるので、ここではその説明を省略し、以下に、本実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの動作について、図7に示すフローチャートと、図8に示す動作流れ図とを用いて説明する。

【0116】

まず、本システムを用いて電子商取引を行う場合には、あらかじめ、売主システム部2の

10

20

30

40

50

商品DB9(# 1)と、仲買人システム部3の買主DB16(# 1)が構築される(S 2 1)。これは、第1の実施の形態で説明したステップS1と同様にしてなされる。

【 0 1 1 7 】

次に、買主システム部4側から仲買人システム部3側へ、商品情報の要求がなされる(S 2 2)。これは、第1の実施の形態で説明したステップS4と同様にしてなされる。

【 0 1 1 8 】

買主システム部4側から商品情報の提示要求を受けた仲買人システム部3では、買主判別機能15(# 2)によって、要求元の買主103が判別される(S 2 3)。そして、要求元の買主103が、買主DB16(# 1)に既に存在する場合(S 2 4 : Y e s)には、この買主103の属性が買主DB16(# 1)に記憶される(S 2 5)。一方、要求元の買主103が、買主DB16(# 1)に存在していない場合(S 2 4 : N o)には、この買主103の属性が不特定買主として買主DB16(# 1)に記憶される(S 2 6)。

10

【 0 1 1 9 】

このようにして仲買人システム部3側へ送出された商品情報の提示要求は、商品情報要求加工・転送機能15(# 3)によって売主システム部2側に送信され(S 2 7)、商品情報要求受付機能8(# 2)で受信される(S 2 7)。

【 0 1 2 0 】

売主システム部2では、商品情報要求受付機能8(# 2)によって受信された内容に基づいて、商品情報検索・送出機能8(# 3)によって商品情報が作成され(S 2 8)、仲買人システム部3側に送出される(S 2 9)。

20

【 0 1 2 1 】

更に、この商品情報は、商品情報加工・転送機能15(# 4)において、加工される(S 3 0)。具体的には、買主DB16(# 1)に記憶されている買主情報に含まれる商品情報加工方法に基づいて加工がなされる。なお、売主システム部2側から送られてきた商品情報をそのまま買主システム部4側に提示する場合には加工は行われない。

【 0 1 2 2 】

ステップS30において加工された(または、加工されない)商品情報は、商品情報加工・転送機能15(# 4)によって仲買人システム部3側から買主システム部4側へと送出される(S 3 1)。

【 0 1 2 3 】

このようにして買主システム部4側へ送出された商品情報に基づいて、第1の実施の形態のステップS10と同様にして、買主103による品定めが行われる(S 3 2)。

30

【 0 1 2 4 】

買主103が商品の購買を希望する場合には、第1の実施の形態のステップS11と同様にして、購買要求情報が、買主システム部4側から仲買人システム部3側へと送出される(S 3 3)。

【 0 1 2 5 】

仲買人システム部3では、購買要求加工・転送機能15(# 5)によって、買主DB16(# 1)に記憶された買主情報と、商品DB9(# 1)に記憶された商品情報とが参照され、買主情報の商品情報加工方法に基づいて購買要求情報の内容が加工された(S 3 4)後に、売主システム部2側に送出される(S 3 5)。

40

【 0 1 2 6 】

これによって、仲買人102が売主101に対して商品の価格を適宜指定すること、すなわち、逆オークションをかけることも可能となる。なお、買主システム部4側から送られてきた購買要求情報をそのまま売主システム部2側に送出する場合には加工は行われない。

【 0 1 2 7 】

仲買人システム部3側から転送された購買要求情報は、第1の実施の形態のステップS13、S14、S15と同様にして購買要求情報に基づく取引が可能であるか否かの判定がなされ(S 3 6)、購買要求情報に基づく取引が可能であると判定され、成約した場合(

50

S 3 7 : Y e s) には、その成約内容が成約 D B 9 (# 2) に記憶される (S 3 8) 。 一方、購買要求情報に基づく取引が可能でないと判定され、取引が成立しない場合 (S 3 7 : N o) には、ステップ S 3 9 に移行する。取引が成立しない場合とは、例えば、購入要求のあった価格には応じられない場合、購買要求のあった量が在庫よりも多い場合、指定された納期までに商品を提供できない場合などである。

【 0 1 2 8 】

取引結果情報は、ステップ S 1 6 で説明したように取引結果通知機能 8 (# 6) によって、仲買人システム部 3 側へと送出され (S 3 9) 、取引が成約の場合には成約 D B 1 6 (# 2) に記憶される。更に、取引結果情報は、取引結果転送機能 1 5 (# 6) によって仲買人システム部 3 側から買主システム部 4 側へと転送される (S 4 0) 。

10

【 0 1 2 9 】

買主システム部 4 側へと転送された成約結果通知情報は、取引結果受信・表示機能 2 2 (# 5) によって受信されるとともに、表示される。これによって、成約の結果およびその内容がオペレータによって確認される (S 4 1) 。

【 0 1 3 0 】

上述したように、本実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムにおいては、第 1 の実施の形態で得られる作用効果に加えて、仲買人システム部 3 側において購買要求情報を加工することもできる。これにより、仲買人システム部 3 側から売主システム部 2 側へ商品の価格を提示するような取引をも管理することが可能となる。

【 0 1 3 1 】

更に、買主 D B 1 6 (# 1) は、買主情報のみを記憶し、商品情報を記憶しない。したがって、第 1 の実施の形態と比較して、仲買人システム部 3 のデータ量を低減することが可能となる。

20

【 0 1 3 2 】

また、商品情報が更新されても、買主 D B 1 6 (# 1) を更新する必要がないために、第 1 の実施の形態と比較して、システム全体の負荷を低減することが可能となる。

【 0 1 3 3 】

なお、上記各実施の形態では、図 1 2 に示すような単一の売主 1 0 1 と、この売主 1 0 1 と取引を行う複数の仲買人 1 0 2 と、更に各仲買人 1 0 2 と取引を行う複数の買主 1 0 3 から構成されるような取引形態を対象に説明したが、本発明でいう電子商取引システムが適用される取引形態は、これに限定されるものではない。

30

【 0 1 3 4 】

例えば、図 9 に示すように、売主 1 0 1 a が仲買人 1 0 2 を兼ね、買主 1 0 3 と直接取引を行うような形態においては、売主 1 0 1 a 側に、売主システム部 2 の機能と仲買人システム部 3 の機能とを兼ね備えたようなシステムを備えることによって買主 1 0 3 と売主 1 0 1 との間の取引を電子的に管理することが可能となる。本明細書に記載している仲介者システムの特許請求の範囲は、このような場合も含むものである。

【 0 1 3 5 】

また、本発明による仲介者システムは、取引を行う全て (売主 1 0 1 、各仲買人 1 0 2 、各買主 1 0 3) に対して与えられたシステム部 2 、 3 、 4 のそれぞれが、伝送路 1 を介して互いに接続されたクライアントサーバ構成であるために、取引形態の変更等に対しても柔軟に対応できる。

40

【 0 1 3 6 】

すなわち、新たな仲買人 1 0 2 や買主 1 0 3 を追加する場合であっても、伝送路 1 にシステム部 2 、 3 、 4 を必要に応じて追加するだけで、対応が可能となる。また、データの出力先を管理することにより、図 1 0 に示すように、仲買人 1 0 2 が複数の売主 1 0 1 と取引を行う場合、あるいは、買主 1 0 3 が複数の仲買人 1 0 2 と取引を行うような場合であっても、各々の取引を管理することができる。更に、図 1 1 に示すように、売主 1 0 1 、第 1 の仲買人 1 0 2 a 、第 2 の仲買人 1 0 2 b 、買主 1 0 3 から構成されるように、売主 1 0 1 と買主 1 0 3 との間に複数の仲買人 1 0 2 が存在するような取引形態にも適用す

50

ることができる。

【0137】

また、本発明による仲介者システムは、売主101と仲買人102と買主103からなる取引形態であれば、取り扱う商品は花、野菜、果物、魚といった生鮮物に限るものではなく、コンサートや航空機などのチケット、外貨、先物取引、石油やガスなどといった資源等その種類は問わない。

【0138】

以上、本発明の好適な実施の形態について、添付図面を参照しながら説明したが、本発明はかかる構成に限定されない。特許請求の範囲に記載された技術的思想の範疇において、当業者であれば、各種の変更例及び修正例に想到し得るものであり、それら変更例及び修正例についても本発明の技術的範囲に属するものと了解される。

【0139】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明のによれば、売主からの商品やサービスが、複数の仲介者を介して買主に提供されるような取引においても、変動可能な商品情報を買主毎にアレンジしたりするという複雑な取引を維持しつつ、取引内容を電子的に管理することができる。

【0140】

以上により、取引内容の管理にかかる負担を軽減し、取引業務の合理化を図ることが可能な電子商取引方法および仲介者システムを実現することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】第1の実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの一例を示す全体構成図

【図2】売主システム部の構成の一例を示すブロック図

【図3】仲買人システム部の構成の一例を示すブロック図

【図4】買主システム部の構成の一例を示すブロック図

【図5】第1の実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの動作を示すフローチャート

【図6】第1の実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの動作を示す動作流れ図

【図7】第2の実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの動作を示すフローチャート

【図8】第2の実施の形態に係る電子商取引方法を適用した仲介者システムの動作を示す動作流れ図

【図9】生鮮物売買における取引形態の一例を示す模式図（売主＝仲買人の場合）

【図10】生鮮物売買における取引形態を示す模式図（仲買人が複数の売主と取引し、買主が複数の仲買人と取引する場合）

【図11】生鮮物売買における取引形態を示す模式図（複数の仲買人を介する場合）

【図12】生鮮物売買における取引形態を示す模式図

【符号の説明】

1 ... 伝送路

2 ... 売主システム部

3 ... 仲買人システム部

4 ... 買主システム部

6、13、20 ... 内部バス

7、14、21 ... CPU部

8、15、22 ... メモリ部

8(#1) ... 商品情報登録機能

8(#2) ... 商品情報要求受付機能

8(#3) ... 商品情報検索・送出機能

8(#4) ... 購買要求受付機能

10

20

30

40

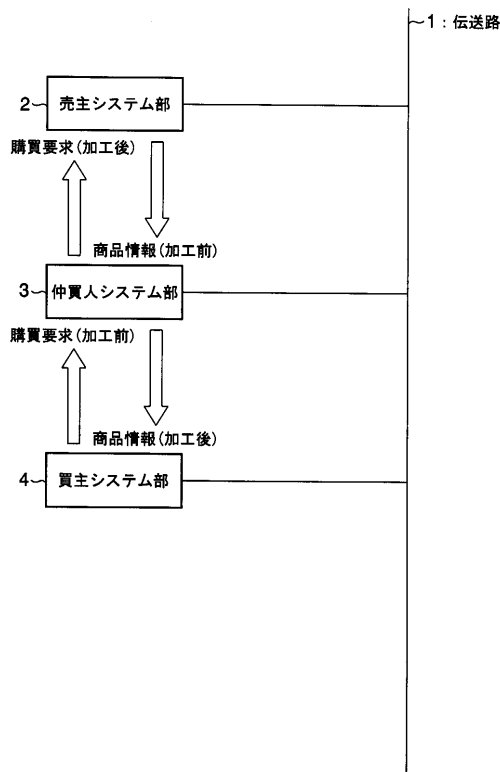
50

- 8 (# 5) ... 購買可否判定機能
- 8 (# 6) ... 取引結果通知機能
- 9、16 ... DB部
- 9 (# 1) ... 商品DB
- 9 (# 2) ... 成約DB
- 10、17、24 ... I/F部
- 11、18、25 ... 操作部
- 15 (# 1) ... 買主情報登録機能
- 15 (# 2) ... 買主判別機能
- 15 (# 3) ... 商品情報要求加工・転送機能
- 15 (# 4) ... 商品情報加工・転送機能
- 15 (# 5) ... 購買要求加工・転送機能
- 15 (# 6) ... 取引結果転送機能
- 16 (# 1) ... 買主DB
- 16 (# 2) ... 成約DB
- 22 (# 1) ... 商品情報要求送出機能
- 22 (# 2) ... 商品情報受信機能
- 22 (# 3) ... 商品情報閲覧・購買入力機能
- 22 (# 4) ... 購買要求送出機能
- 22 (# 5) ... 取引結果受信・表示機能
- 101 ... 売主
- 102 ... 仲買人
- 103 ... 買主

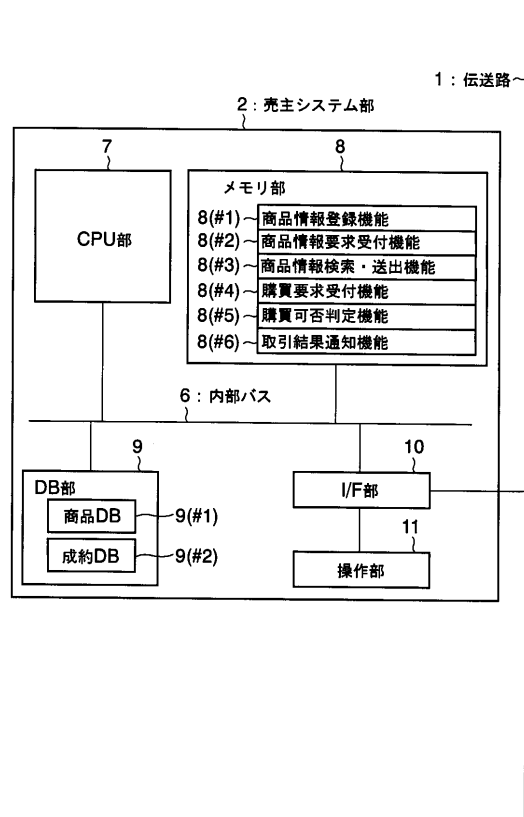
10

20

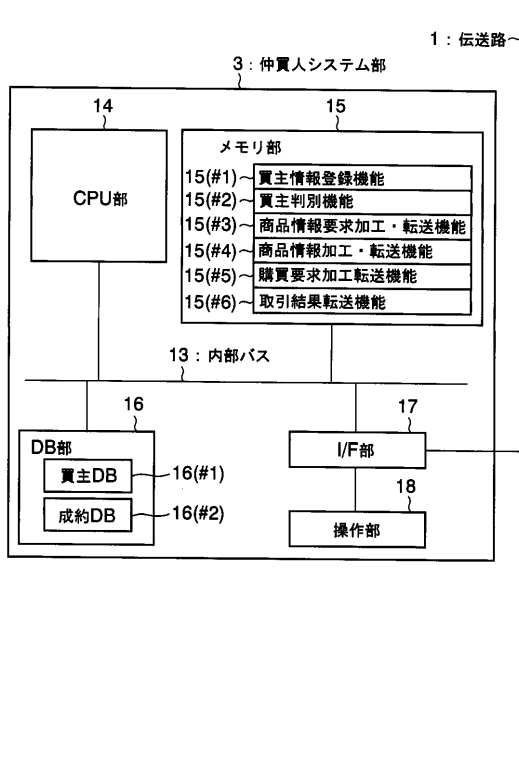
【図1】



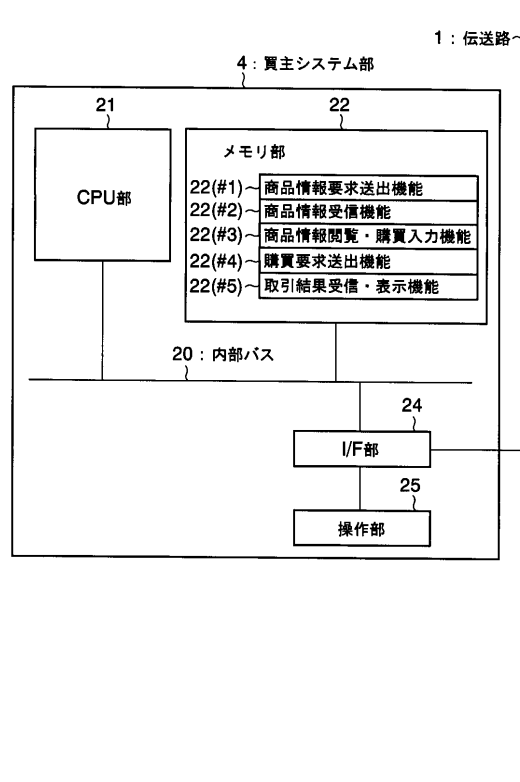
【図2】



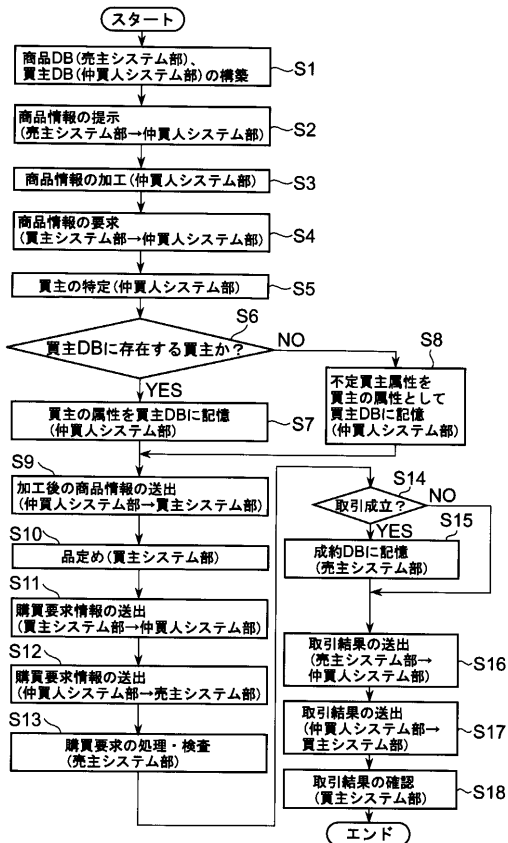
【図3】



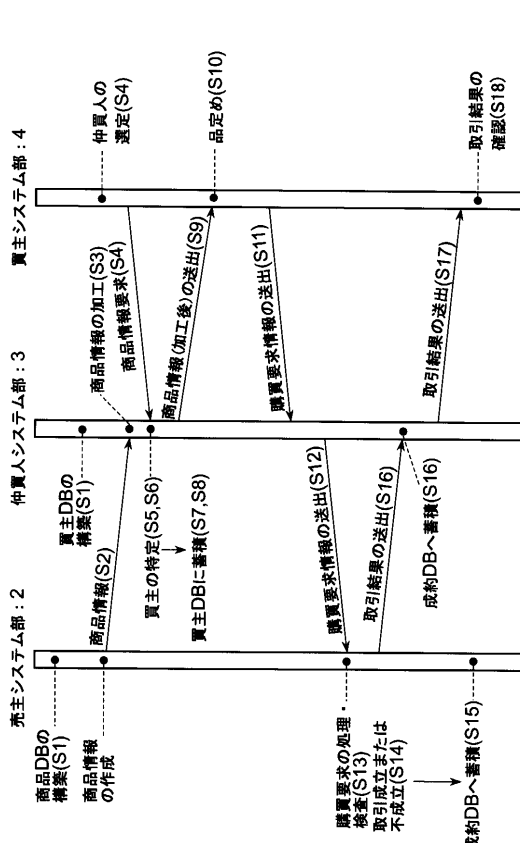
【図4】



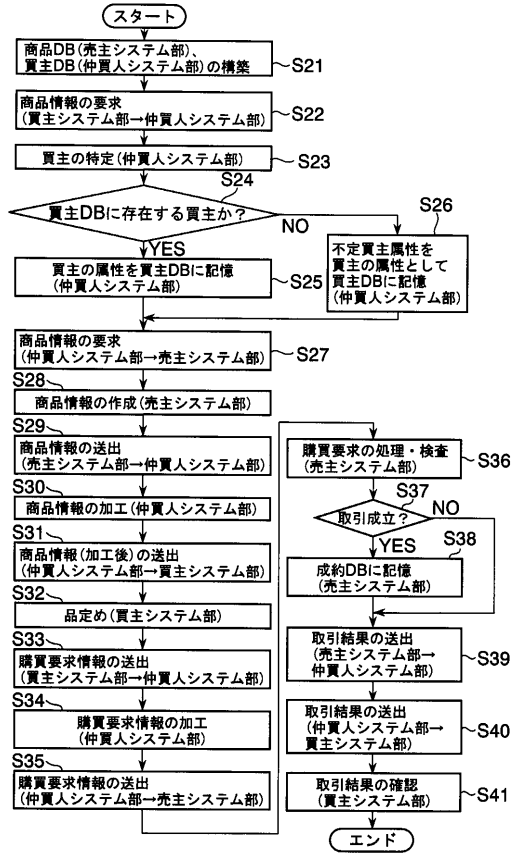
【図5】



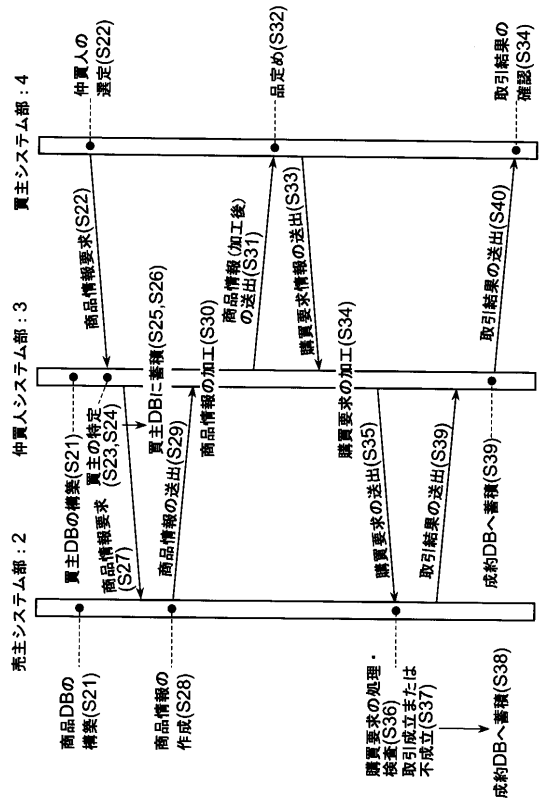
【図6】



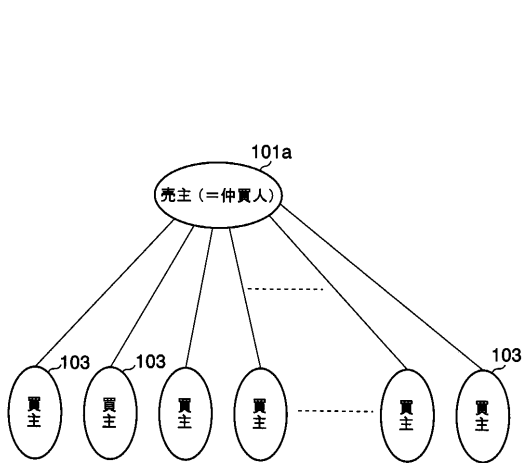
【 図 7 】



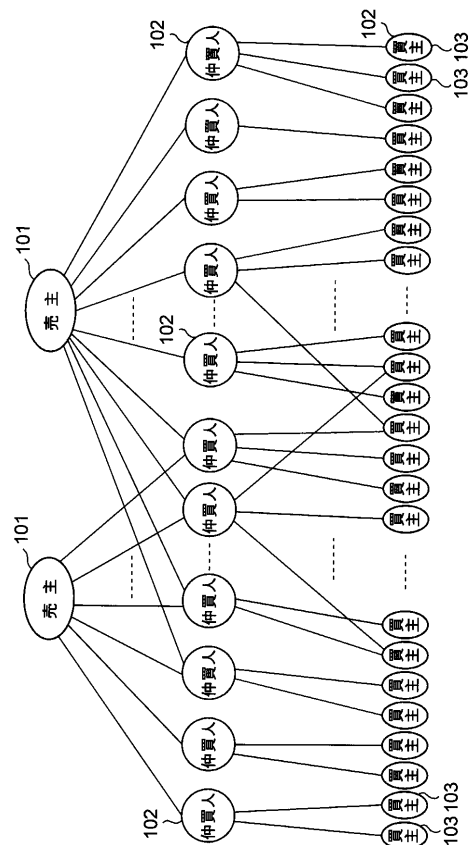
【 図 8 】



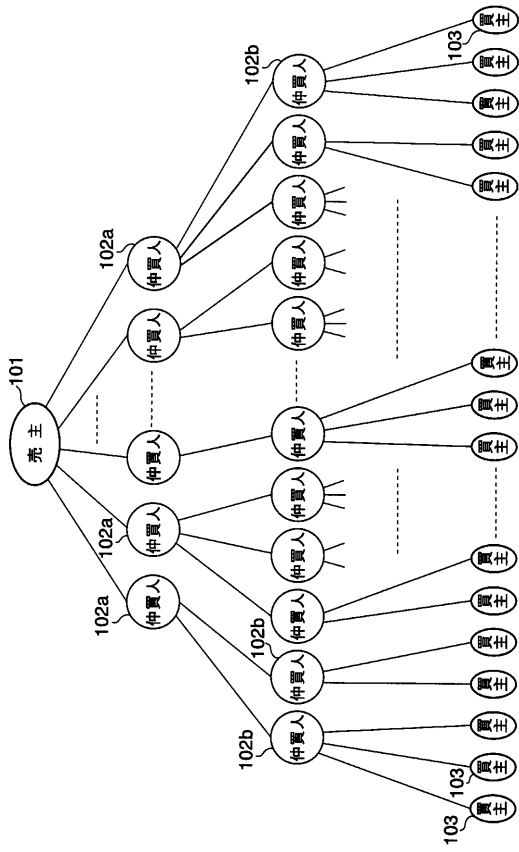
【 図 9 】



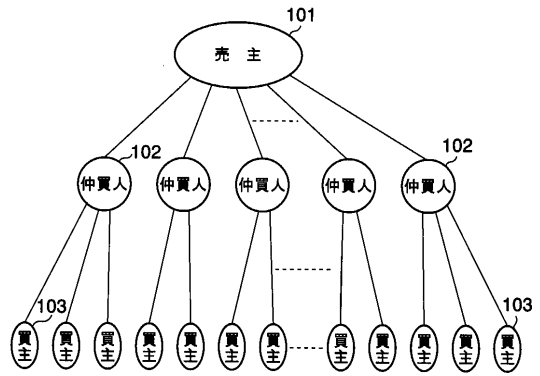
【 図 10 】



【 図 1 1 】



【 図 1 2 】



フロントページの続き

(74)代理人 100109830

弁理士 福原 淑弘

(74)代理人 100084618

弁理士 村松 貞男

(74)代理人 100092196

弁理士 橋本 良郎

(72)発明者 菱沼 英輔

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 日本鋼管株式会社内

審査官 金子 幸一

(56)参考文献 有元美津世, 全図解インターネットビジネスのしくみ, 株式会社あさ出版, 1999年10月1日, p. 162, 163

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, D.B名)

G06F 17/60 314

G06F 17/60 148

G06F 17/60 ZEC

JICSTファイル(JOIS)